

UCP600正誤表

頁	条・項	誤(訂正前)	正(訂正後)
P16	序文 第3パラグラフ 7～8行目 (和文)	601	680
P24	第8条a項ii (2行目)	確認銀行は遡及義務を免除して	確認銀行は遡及権を放棄して
	第8条c項	確認銀行は、充足した呈示をオナーした (honoured)、または買い取った他の指定銀行であって、かつ書類を確認銀行へ送付した指定銀行に補償することを約束する	確認銀行は、充足した呈示をオナーし (honored)または買い取り、書類をその確認銀行へ送付した他の指定銀行に対して、補償することを約束する
P27	第10条f項	全文変更	条件変更における定め (provision) であって、一定時間内に受益者により条件変更が拒絶されない限りその条件変更が効力を生じるものとする趣旨の定めは、無視されるものとする。
P29	第14条b項	それぞれ、呈示日の翌日から起算して最長5営業日が	それぞれ、呈示日の翌営業日から起算して最長5営業日が
P30	第14条j項 (7行目)	テレックス	ファクシミリ
P35	第19条a項 i (4行目)	beidentified	be identified
	第19条a項ii	・事前印刷文言により、または … より	・事前印刷文言、または …
P36	第19条b項 (5行目)	問わず、)	問わず)
P37	第20条a項ii	・事前印刷文言により、または … より	・事前印刷文言、または …
P39	第21条a項ii	・事前印刷文言により、または … より	・事前印刷文言、または …
P41	第22条a項ii	・事前印刷文言により、または … より	・事前印刷文言、または …
P47	第28条e項 (1行目)	保険証券上	保険書類上
P48	第28条g項	要求される基本的保険条件の種類	要求される保険種類
	第29条a項 (1～2行目)	そこへ呈示の行われるべき銀行が第36条に言及された以外の理由で	呈示の行われるべき先としての銀行が第36条に言及された理由以外の理由で
P50	第31条b項目	1組よりも多い	複数の
	第31条c項目	1よりも多い	
P53	第38条d項	1よりも多い	複数の
P54	第38条f項 (1～2行目)	1よりも多い	複数の
		1またはそれよりも多い	
	第38条g項	このうちの1つまたは全部が	このうちのどれか、または全部が

		誤(訂正前)	正(訂正後)
		P16第3パラグラフ8行目(英文)	Grou's→Group's
	*英単語のハイフン等(一)を削除すべき項目	P19第2条 3行目(和文)	Irrevocable
		P25 第9条b項3行目 (和文)	apparent
		P28 第13条b i 2行目(和文)	availability
		P28 第13条b i 3行目(和文)	authorization
		P29 第14条b項 5行目(和文)	following
		P30 第14条e項 3行目(和文)	description
		P32 第16条c項 iii b)4行目(英文)	instructions
		P38 第20条c項 ii 6行目(和文)	transshipment
		P41 第22条a項 ii 8行目及び10行目(和文)	shipment
			notation
		P41 第22条a項 ii 12行目(英文)	notation
		P44第24条e項 ii 4行目(英文)	transshipment
		P46 第28条a項 3行目(和文)	certificate
		P48 第28条h項 7行目(和文)	excluded
		P48第28条i項 2行目(和文)	exclusion
		P49第30条a項 2行目(英文)	connection
		P49第30条b項 5行目(和文)	tolerance
		P50 第31条b項 2行目(英文)	transport
		P50第31条b項4行目 (英文)	journey
		P51第35条 2行目(英文)	consequences
		P52 第37条c項 3行目(和文)	commissions
		P53第38条a項 3行目(和文)	transfer
		P53 第38条d項 7行目(英文)	subsequent
		P55第38条h項 3行目(英文)	beneficiary
		P55第38条h項 5行目(英文)	beneficiary
		P55第38条i項 4行目(英文)	discrepancies
		P62第e5条c項3行目(英文)	pro-viding
		P62第e5条c項6行目(英文)	electronic